

和昭四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
の翌日は、そ
の翌日)

◇告

示

目次

小売販売業者甲の業者登録
種畜証明書の交付
保安林の指定の解除
解除予定の保安林

土地改良事業計画書等の縦覧
土地改良区の設立の認可
新たに行なおうとする土地改良事業の認可
町営土地改良事業の認可

第二十一期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候
補者推薦要領

◇公安告示
昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一
部改正

告 示

鳥取県告示第二百七十四号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第二十一条第一
項の規定に基づき、次のとおり小売販売業者甲の業者登録をしたので、同
規則第二十三条の規定により告示する。

昭和四十二年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録号	年登月日録	氏名又は名称	住 所	営業所の所在地	事業区域
鳥振第一号	昭四二、四一	青谷米穀小売企業組合 配給所前	気高郡青谷町大字青谷三九七九の一	住所に同じ。	青谷町第一
二	"	前町配給所	三五七九	"	"
三	"	大谷光蔵	三九六六	"	"
四	"	青谷町農業協同組合日置谷支所	四〇五三	気高郡青谷町大字奥崎三〇〇の一	第二
五	"	日置支所	"	山根三二〇	第五
六	"	中郷支所	"	亀尻一五六の二	第三
七	"	勝部支所	"	紙屋一九二の四	第四
八	"	鹿野米穀小売企業組合	鹿野町大字鹿野一七二七の四	住所に同じ。	鹿野町
九	"	企業組合鳥取食糧今町センター	鳥取市吉方 七八九	鳥取市今町二丁目 三一	鳥取市第一
一〇	"	日進センター	"	吉方 二八五	"
一一	"	吉方センター	"	吉方町二丁目 五一	"
一二	"	立川センター	"	立川町四丁目 一二八	"
一三	"	大工町センター	"	大工町頭 一七	"
一四	"	江崎センター	"	江崎町 二二	"
一五	"	東町センター	"	東町二丁目 二二一	"

七九	七八	七七	七六	七五	七四	七三	七二	七一	七〇	六九	六八	六七	六六	六五	六四
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
国府町農業協同組合	川、上芳造	田村たみ子	秋田美江	田後漁業協同組合	博田よし	川口とみ	浦富米穀小売企業組合	東浜支所	岩井支所	浦富支所	岩美町農業協同組合大岩支所	川本芳子	井筒ひで子	油浅洋一	灘口喜代平
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
大字町屋 三〇四	国府町宮ノ下	岩井 六〇四	岩本	田後 六八	網代 一三四	岩本	浦富一八九九	陸上五六七の一	岩井一六九	浦富一九〇七の一	大谷三二一の一	田後 三七六	網代	浦富二六四二	岩美町大字田後 二七
岩美郡国府町大字糸谷三二の一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	国府町第一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	岩美町第四
第二	〃	第六	第一	第四	第三	第一	第二	第五	第六	第二	第一	第四	第三	第二	〃

一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	八振第一
吉川	池田	若桜町農業協同組合	若桜米穀小売企業組合	加藤多美蔵	保木本春枝	富士原茂実	丹比	八東	安部農業協同組合	林配給所	船岡町農業協同組合	中私都支所	郡家町農業協同組合大御門支所	郡家米穀小売企業組合	山口商店
吉川六七六	中原三六二	若桜三五五の二	若桜町大字若桜三五六の三 三五七の八	岩淵	岩淵二六一	才代一五一の二	北山七二	才代二九八の一	八東町大字安井宿一一八五	大江八〇四	船岡町大字船岡四五六の五		四九三	六四六の一	八頭郡郡家町大字郡家二六八
						住所に同じ。	八頭郡八東町大字北山五七の一				住所に同じ。	下津黒八四の四	八頭郡郡家町大字郡家四九八の二		住所に同じ。
	第二		若桜町第一			第二	第一		八東町第二		船岡町	第三	第一		郡家町第二

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
福 安 初 子	船 越 太 郎	小 谷 益 次	西 尾 保 博	長 谷 た み	森 田 三 郎	用瀬米穀小売企業組合	安 井 茂 太 郎	笹 川 道 人	大 村 "	社 農 業 協 同 組 合	河原町農業協同組合西郷支所	福 田 か よ	右 近 慶 治	松 田 一 恵	河原米穀小売企業組合	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
尾 際 三 五 九	加 茂 一 五 一 二	一 二 九 二 の 一	加瀬木二六三	佐治村大字古市 一六六	三 四 四	四 一 〇	三 五 九	用瀬 三六八	鷹 狩 二 二	用瀬町大字樟原 三二〇	中 井 三 三 六	渡一木三三〇の一	佐 貫 二 七 七	曳 田 一 三 〇	河原町大字河原 一四七	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	住 所 に 同 じ。	八頭郡河原町大字佐貫七五一	"	"	"
"	"	"	"	佐 治 村	"	"	"	"	"	用 瀬 町	"	"	"	"	河 原 町	

六	五	四	三	二	倉振第一			四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三
赤碕米穀小売企業組合赤碕販売所	第二隠岐配給所 武雄	第一隠岐配給所 岩次	三朝町農業協同組合	松原孝一	三朝米穀小売企業組合			山郷支所	土師支所	那岐支所	富沢販売所	芦津販売所	智頭町農業協同組合山形販売所	中町販売所	智頭食糧企業組合駅前販売所
		赤碕町大字赤碕一五〇一	本泉三七一番地	七七四の九	東伯郡三朝町大字三朝九〇の一										智頭町大字智頭一六四〇の一
	住所に同じ。	東伯郡赤碕町大字赤碕一四六一			住所に同じ。			中原二六八	埴師六五六の一	大背一九九の五	新見二一八	芦津四一三	郷原一五三の一	八頭郡智頭町大字智頭四八三	
		赤碕町			三朝町			第六	第三	第四	第五		第二		智頭町第一

〃 二二〃	〃 二二〃	〃 二〇〃	〃 一九〃	〃 一八〃	〃 一七〃	〃 一六〃	〃 一五〃	〃 一四〃	〃 一三〃	〃 一二〃	〃 一一〃	〃 一〇〃	〃 九〃	〃 八〃	〃 七〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
花見 〃	東郷 〃	宇野 〃	浅津農業協同組合	上 川 義 勝	〃 橋津販売所	〃 長瀬販売所	羽合米穀小売企業組合田後販売所	米 沢 登 美 枝	八 木 満 枝 商 店	小 林 長 九 郎	泊米穀小売企業組合	森 政 子	赤碓町農業協同組合	光 月 春 四	景 井 憲 太 郎
〃	〃 東郷町大字田畑 二二	〃 宇野一五八八	〃 下浅津一八三	〃 宇野一五八八	〃 橋津 六八	〃 久留 八〇	〃 羽合町大字田後五九五の九	〃 泊 七四〇	〃 宇谷一七七	〃 七三九	〃 七一六	〃 泊村大字泊 五三二	〃 赤碓	〃 出上一二二の二	〃 七三四
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	東郷町	〃	〃	〃	〃	〃	羽合町	〃	〃	〃	〃	泊 村	〃	赤碓町	〃

01041

三 八	三 七	三 六	三 五	三 四	三 三	三 二	三 一	三 〇	二 九	二 八	二 七	二 六	二 五	二 四	二 三
三 木 太 郎	栄 販 売 所	大 谷 販 売 所	由良米穀小売企業組合由良販売所	谷 口 滋 雄	東伯町農業協同組合	浦安米穀小売企業組合逢東販売所	浦安米穀小売企業組合	八橋仲町販売所	八橋米穀小売企業組合	北条町農業協同組合	磯 江 七 次 郎	富 沢 利 雄	萬 亀 蔵	松崎米穀小売企業組合	舎 人
五 四 五 の 一			大栄町大字由良宿四八九の三	浦安 三三六	勅 一五七	逢東 一九九	浦安二三四の三	一五〇七	東伯町大字八橋 四五五	弓原 三三四	北条町大字江北 五四八	二八六の一	松崎 五四〇	中興寺四〇四の七	方地一〇六七
住 所 に 同 じ。	亀谷七八〇の二	東伯郡大栄町大字大谷		住所に同じ。	東伯郡東伯町大字勅三〇〇の一										
			大 栄 町						東 伯 町	第 二	北 条 町 第 一				

鳥取県告示第二百七十五号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和四十二年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種畜証明書番号	昭四二第一号	名 前	シヤムブリツグジエマイマ	種 類	乳用牛	生 月	昭四二、一	日 産 地	東伯郡赤碓町	血 統	父	シヤムブリツグアジエマイ	母	ラディンマボシユ	検 査 成 績	二級	飼 養 所	鳥取市国安	飼 養 者	鳥取県種畜場
---------	--------	-----	--------------	-----	-----	-----	-------	-------	--------	-----	---	--------------	---	----------	---------	----	-------	-------	-------	--------

鳥取県告示第二百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十二年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字日光字東浜屋敷廻り一〇〇一

七二	山守農業協同組合	東伯郡関金町大字今西二〇一九	関金町第一
七三	南谷	大鳥居二〇	第二
七四	矢送	関金宿二六三	第三
河本積	九二三		

鳥取県告示第二百七十七号

次_二の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字浜村東浜七八四の七九

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第二百七十八号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律

第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 工 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市白兎字白浜六九三の五七(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

防火用貯水槽敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百七十九号

昭和四十二年一月二十七日付けで西伯郡大山町大字上万四七〇番地山根準一ほか十五人の者から申請のあつた上万土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十二年四月二十五日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百八十号

西伯郡中山町大字殿河内七七六番地国本清ほか十四人の者から申請のあつた大山開拓中山町土地改良区の設立については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第十条第一項の規定に基づき、昭和四十二年四月十九日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十二年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百八十一号

久末土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(畦畔整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第四十八第一項の規定に基づき、昭和四十二年四月十九日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十二年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百八十二号

八頭郡郡家町長から申請のあつた町営土地改良(単農農道)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第九十六条の二第五項におい

01046

て準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十二年四月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十二年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百八十三号

西伯郡淀江町長から申請のあつた町営土地改良(単農農道)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十二年四月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十二年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百八十四号

西伯郡西伯町長から申請のあつた町営土地改良(単農農道及び農道橋)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十二年四月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十二年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百八十五号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に關し、次のとおり第二十一期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領を定め、労働組合

法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

昭和四十二年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二十一期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領

一 推薦する者の資格

鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条の規定に適合する労働組合であること。

二 推薦される者の資格

労働組合法第十九条第八項前段に規定する者でないこと。

三 薦推手続

推薦書(様式(一))に、次の書類を添えて所定の期間内に所轄労政事務所を経由して知事に提出すること。

(一) 労働組合資格審査申請書(様式(二))

(二) 組合規約

(三) 労働協約

(四) その他資格の立証に必要な資料

1 役員名簿

2 従業員数及び組合員数(男女別)

3 経理状況

4 福利厚生への援助を受けている状況

5 組合事務所の借用状況

(資格を立証するため、労働委員会に手続中のものは、労働組合資格審査申請書に付記すること。)

四 推薦することができ候補者の数

制限はないが、二人以上の場合、順位を付すること。

五 推薦の期間

昭和四十二年四月二十五日から

昭和四十二年四月三十日まで

様 式 (1)

年 月 日

鳥取県知事

殿

所 在 地

労働組合の名称

代 表 者 名

推 薦 書

労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会の労働者委員の補欠候補者として次の者を推薦します。

氏 名	生年月日	現住所	労働者の所属組合及びその地位	労働者の所属職場及びその地位	所 名	経 歴	考 備

(注) 「経歴欄」には、年月日順に学歴、職歴、組合歴等をできるだけ詳細に記入すること。

様 式 (2)

労働組合資格審査申請書

年 月 日

鳥取県地方労働委員会

会 長

殿

所 在 地

労働組合名

代 表 者 名

鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者の推薦手続に参加したので、労働組合法第5条第1項の規定により資格を審査してくださるようお願いを添えて申請します。

記

- 1 労働組合同規約
- 2 労働協約
- 3 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十九号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号（道路の交通に関する規制について）の一部を次のように改正し、昭和四十二年四月二十八日から施行する。

昭和四十二年四月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

1の項を次のように改める。

1 通行禁止

区 間	延 長	対 象	時 間
市道火災復興二一〇番線鳥取市川外大工町五番地先から同市吉方町二丁目一〇七番地地先までの間	一、〇〇〇メートル	大型自動車（大型乗用自動車を除く。）	七時から一九時まで
市道火災復興四一〇番線鳥取市西町五丁目一六〇番地先から同市片原五丁目二一八番地地先までの間	四五〇メートル	"	"
市道火災復興三〇番線鳥取市片原五丁目一〇番地先から同市片原五丁目一三番地地先までの間	一〇〇メートル	"	"
市道火災復興三八番線鳥取市片原三丁目四番地先から同市片原一丁目四番地地先までの間	四五〇メートル	"	"
市道西品治一号線鳥取市	"	"	"

西品治三八三番地地先から同市西品治一九七番地地先までの間	七五〇メートル	"	"
市道鍛冶町一丁目・二丁目線倉吉市鍛冶町一丁目・二丁目九三六番地地先から同市同町一丁目二、九〇二番地地先までの間	一九〇メートル	車両（軽車両を除く。）	七時から九時まで及び一六時から一四時
市道上井清谷線倉吉市上井三、四番地地先から同市内山陰本線柳町踏切南詰までの間	九〇〇メートル	大型自動車（大型乗用自動車を除く。）	七時から一九時まで
市道車尾茶町線、市道道笑町旧国道線米子市樵町二丁目一三番地地先から同市道笑町一丁目一、一番地地先までの間	三四〇メートル	"	終日
市道車尾茶町線米子市茶町六五番地地先から同市法勝寺町八番地地先までの間	二九九メートル	大型自動車	"
"	"	車両（軽車両を除く。）	一〇時から一八時まで
市道道笑町灘町線米子市法勝寺町八番地地先から同市尾高町一五番地地先までの間	七五五メートル	大型自動車	終日
市道道笑町灘町線米子市法勝寺町四六番地地先までの間	五二メートル	車両（軽車両を除く。）	一〇時から一八時まで
市道朝日町通り線米子市西倉吉町五七番地地先から同市角盤町二丁目一八番地地先までの間	三六〇メートル	大型自動車	終日
市道中町通り線米子市東町一、二番地地先から同	二八〇メートル	車両（軽車両を除く。）	"

市中町一五番地の四地先までの間	市道米子陰田線米子市愛宕町四番地の先から同市同町四番地の先までの間	市道立町三・四丁目線米子市立町三丁目三番地から同市同町四丁目二番地先までの間	市道立町三・四丁目通り線米子市立町四丁目一・二番地先から同市同町三丁目四番地先までの間	市道立町住吉線米子市立町四丁目二番地先から同市旗ヶ崎五七八番地先までの間	米子市管理に係る皆生津泉歩道米子市皆生一八六〇番地先から同市内二〇番地先までの間	市道境停車場線境港市中町三番地先から同市本町三番地先までの間
	四〇〇メートル	二六〇メートル	二〇〇メートル	二〇〇メートル	三九八メートル	二二〇メートル
	大型自動車(大型乗用自動車を除く)	"	"	"	車両(軽車両を除く)	大型自動車
	"	"	"	七時から一九時まで	終日	"